

2006.5.22

武庫川水系に暮らす生き物およびその生息環境の持続に関する原則の提案

総合治水ワーキングチーム 委員 浅見佳世

河川対策時に、河川環境の再生や保全を促す仕組みとして、ふたつの原則を設けることを提案します。

流域内で種の絶滅を招かない

この原則では、武庫川水系に暮らす種が、将来的にも武庫川水系で持続的に生息しうることを目標とします。

【着眼点】

「個体」ではなく「種」に着目

種の絶滅を招かないという原則を設けることで、今いる生きものが将来にわたり暮らせる川づくりを進めます。「種」を評価の対象とすることで、「個体」の場合よりも自然環境に対する対応策への自由度を増やし、治水対策を滞りなく進めます。

*ここで「種」とは、本来、武庫川水系に生育・生息する在来種をさします。

武庫川水系内で対処

治水が優先される場合を考慮し、地元での対応に限定せずに、水系全体で戦略的に自然環境に配慮します。他地域からの個体の移植を安易に行うのではなく、水系内での個体群の維持を優先課題とします。

流域内に残る優れた「生物の生息空間」の総量を維持する

この原則では、武庫川において生物の生息空間として優れていると判断された場所を、河川改修後も、その質と量の両面で確保することを目標とします。

【着眼点】

優れた「生物の生息空間」の抽出

「健康診断図」（あるいは「武庫川の自然環境の総括図」？）に提示された「優れた自然環境が残された地域」を対象とし、この生息空間の質と量の保全を図ります。

総量で評価

優れた「生物の生息空間」を特定することで、数値(面積)によって評価基準を定量化し、客観的な判断をします。総量を維持することで、間接的にさまざまな「種」の絶滅リスクを軽減します。

保全と再生による総合的な環境対策

治水対策と環境対策の両立を図るためには、空間的な住み分けを強いられる場合があります。ある場所でやむなく生息環境の質が低下した分を、別の場所で保全や再生することで、総量を維持します。改修を行う際には、次のいずれかの手段を講じることとします。

- i) 改修をやむなく実施する場合には、同じ規模で同質の生息環境を、改修区間内で再生する。
- ii) 大規模な改修を実施することで改修区間内での保全・再生が困難な場合には、同じ規模で同質の生息環境を、水系内から抽出して保全および再生する。
- iii) 改修により質の低下が予想されるが、生息環境の固有性および特殊性が高く、改修区間内での再生や、周辺地域や県内においても保全や再生の代替地が見あたらない場合には、計画を再考する。

実施する上での課題と、実効性を確保するための方策

「総量の維持」は、事業による環境への影響を和らげるための重要な原則です。しかし、実施にあたっては、次のような課題をもつことが指摘されています。

対象となる場所の価値が、科学的な評価によって認められていること。

対象となる場所に対して、行政が管理権限を保有していること。

事業主体が、公的セクターであること。

これらの課題に対して武庫川では、県が事業主体であること（ は解決）から、次に示す条件が満たされれば、実効性を持つ提案になりうると考えます。

に対して

- ・「優れた自然環境が残された地域」の選定が客観的な根拠に基づいていること。
- ・「優れた自然環境が残された地域」を示す資料「武庫川の環境の総括」が公開されること。

に対して

- ・河川管理区間のように河川管理者の責任において実施できる所は自らが、それ以外の場所については、河川管理者がリーダーシップをとって進めること。

今回提案する原則を実施するにあたっては、優れた「生物の生息空間」の特定や量的評価など、技術的な検討が必要となります。専門家による技術検討会を設けて、詳細を検討することも提案します。

以上